

国立研究開発法人国立環境研究所兼業等規程

平成 18 年 4 月 1 日 平 18 規程第 13 号

平成 23 年 3 月 31 日 一部改正

平成 26 年 1 月 10 日 一部改正

平成 26 年 3 月 14 日 一部改正

平成 27 年 3 月 13 日 一部改正

令和元年 5 月 17 日 一部改正

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則（平 18 規程第 2 号）第 50 条及び国立研究開発法人国立環境研究所任期付職員就業規則（平 18 規程第 3 号。以下「任期付職員就業規則」という。）第 50 条の規定に基づき、兼業、自営及び副業（以下「兼業等」という。）の許可の基準並びに手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員等 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の職員及び任期付職員をいう。
- 二 兼業 研究所の成果普及、職務上得た知見の社会への還元その他研究所の業務に関連して職員の職務以外の業務に従事することをいう。
- 三 役員兼業 兼業のうち職員等が、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の職を兼ねることをいう。
- 四 役員等 取締役、執行役、監査役、業務を執行する無限責任社員、理事、監事、支配人、顧問、評議員その他これらに準ずるもの（発起人及び清算人を含む。）をいう。
- 五 一般兼業 役員兼業以外の兼業をいう。
- 六 自営
 - (1) 職員等が、自己の名義で商業、工業、金融業、不動産賃貸業等を経営することをいう。なお、名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当することとする。
 - (2) (1) の場合における別紙に掲げる事業の経営が、当該各号に定める場合に該当するときは、当該事業の経営を自営にあたるものとして取り扱う。

七 副業 職員等が、兼業及び自営を除く職員の職務以外の業務に従事することをいう。

八 特別な利害関係 物品購入契約、工事契約及び共同研究契約等の契約関係、検査、監査等の監督関係又は許可、認可等の権限行使の関係をいう。

(兼業等審査委員会)

第 3 条 理事長は、兼業等に関する所要事項を審査させるため、兼業等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 2 章 兼業

第 1 節 役員兼業

(役員兼業の手続)

第 4 条 役員兼業の許可を得ようとする職員等は、別に定める役員兼業許可申請書に必要書類を添えて、役員兼業開始予定日の 1 箇月前までに理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、役員兼業の許可に関し、委員会に審査を行わせる。

(役員兼業の許可基準等)

第 5 条 理事長は、前条の申請が、次の各号のいずれにも適合するものとして委員会が認めたときは、当該役員兼業を許可する。

一 当該申請に係る役員兼業の従事先（以下この節において「役員兼業先」という。）の役員等としての職務に従事することが、研究所の成果普及等に資するものであること。

二 役員兼業先の役員等としての職務に従事するために必要な知見を有すること。

三 職員等の職と役員兼業先（役員兼業先が商法（明治 32 年法律第 48 号）第 211 条ノ 2 第 1 項に規定する子会社である場合にあつては、同項に規定する親会社を含む。以下この条において同じ。）との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

四 前条の許可の申請前 2 年以内に、職員等が役員兼業先との間に、特別な利害関係のある職に就いていた期間がないこと。

五 勤務時間外に行うものであり、かつ、職員等としての職務の遂行に支障が生じないこと。

六 研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

七 その他別に定める基準に適合すること。

2 役員兼業の許可は、原則として 2 年を超えない期間とする。

(変更の届出等)

第6条 職員等は、第4条により申請した内容のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 役員兼業先の名称
- 二 役員兼業先の事業内容
- 三 役員兼業先の親会社
- 四 兼ねようとする役員等の職務の内容
- 五 役員等の職務への予定従事時間

(役員兼業許可の取消)

第7条 理事長は、第5条により許可した役員兼業が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、役員兼業の許可を取り消すことができる。

- 一 第5条第1項に定める基準に適合しない場合
- 二 虚偽の事実を記載して第4条の申請を行った場合
- 三 前条の届出又は次条の報告を怠った場合
- 四 虚偽の事実を記載して前条の届出又は次条の報告を行った場合

(役員兼業に関する報告)

第8条 役員兼業に従事する職員等は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間(以下「半期」という。)ごとに、役員兼業に係る事項について、当該半期終了後一箇月以内に別に定める役員兼業状況報告書により、理事長に報告しなければならない。

(役員兼業許可の概要の公表)

第9条 理事長は、半期ごとに、職員等の役員兼業の状況について公表するものとする。

(役員兼業終了後の業務の制限)

第10条 理事長は、役員兼業を行った職員等を、兼業終了の日から2年間、当該役員兼業を行っていた企業との間に特別な利害関係のある業務に従事させないものとする。

第2節 一般兼業

(一般兼業の手続)

第11条 一般兼業の許可を得ようとする職員等は、別に定める一般兼業許可申請書に必要な書類を添えて、一般兼業開始予定日の2週間前までに理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、必要に応じて一般兼業の許可に関し委員会に審査を行わせることができる。

(一般兼業の許可基準等)

第12条 理事長は、第11条第1項の申請が次の各号のいずれにも適合するときは、当該一般兼業を許可する。

- 一 当該申請に係る一般兼業の従事先（以下この節において「一般兼業先」という。）の職務に従事することが、研究所の成果普及等に資するものであること。
- 二 一般兼業先の職務に従事するために必要な知見を有すること。
- 三 申請する職員等の職と一般兼業先（一般兼業先が商法第211条ノ2第1項に規定する子会社である場合にあっては、同項に規定する親会社を含む。）との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- 四 勤務時間外に行うものであり、かつ、職員等としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- 五 研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 六 その他別に定める基準に適合すること。

2 一般兼業の許可は、原則として2年を超えない期間とする。

(変更の届出)

第13条 職員等は、第11条第1項により申請した内容のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 一般兼業先の名称
- 二 一般兼業先での職名又は職務内容
- 三 一般兼業先の従事態様

(一般兼業許可の取消等)

第14条 理事長は、第12条により許可した一般兼業が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、一般兼業の許可を取り消すことができる。

- 一 第12条第1項に定める基準に適合しない場合
- 二 虚偽の事実を記載して第11条第1項の申請を行った場合
- 三 前条の届出を怠った場合
- 四 虚偽の事実を記載して前条の届出を行った場合

(一般兼業台帳の整備)

第15条 理事長は、職員等の一般兼業に関する台帳を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 許可年月日

- 二 氏名
- 三 所属
- 四 一般兼業先及びその職名
- 五 兼業予定期間
- 六 予定される兼業従事時間及び兼業報酬

第3章 自営

(自営の手續)

第16条 自営の許可を得ようとする職員等は、別に定める自営許可申請書に必要書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、必要に応じて自営の許可に関し委員会に審査を行わせることができる。

(自営の許可基準等)

第17条 理事長は、前条の申請のうち、自営の申請が、次の各号のいずれにも適合する場合は、当該自営を許可する。

- 一 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。
 - (1) 職員等の職と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - (2) 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員等の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - (3) 研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 二 太陽光電気の販売に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。
 - (1) 職員等の職と承認に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - (2) 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者に委ねること等により職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - (3) 研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 三 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。
 - (1) 職員等の職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - (2) 職員等以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により

職員等の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

- (3) 当該事業が相続、遺贈等により事業を継承したものであること。
- (4) 研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 理事長は、前条の申請のうち、不動産の賃貸以外の事業に係る自営の申請が、次の各号に掲げる基準を満たしている場合は、当該自営を許可する。

- 一 職員等の職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- 二 職員等以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により職員等の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- 三 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。
- 四 研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(変更の届出)

第 18 条 職員等は、第 16 条第 1 項により申請した内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

(自営許可の取消)

第 19 条 理事長は、第 17 条により許可した自営が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

- 一 第 17 条に定める基準に合致しない場合
- 二 虚偽の事実を記載して第 16 条第 1 項の申請を行った場合
- 三 前条の届出を怠った場合
- 四 虚偽の事実を記載して前条の届出を行った場合

第 4 章 副業

(副業の手続)

第 20 条 副業の許可を得ようとする職員等は、別に定める副業許可申請書に必要書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、必要に応じて副業の許可に関し委員会に審査を行わせることができる。

(副業の許可基準等)

第 21 条 理事長は、前条の申請のうち、副業の申請が、次の各号のいずれにも適合する場合は、当該副業を許可する。

- 一 申請する職員等の職と副業の従事先（副業の従事先が商法第 211 条ノ 2 第 1 項に規

定する子会社である場合にあっては、同項に規定する親会社を含む。)との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

二 勤務時間外に行うものであり、かつ、職員等としての職務の遂行に支障が生じないこと。

三 研究所の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

四 その他別に定める基準に適合すること。

2 副業の許可は、原則として2年を超えない期間とする。

(変更の届出)

第22条 職員等は、第20条第1項により申請した内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

(副業の許可の取消)

第23条 理事長は、第21条により許可した副業が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、副業の許可を取り消すことができる。

一 第21条第1項に定める基準に適合しない場合

二 虚偽の事実を記載して第20条第1項の申請を行った場合

三 前条の届出を怠った場合

四 虚偽の事実を記載して前条の届出を行った場合

第5章 その他

(相談及び事務)

第24条 職員等の兼業等の許可、届出、報告及び従事等に関する相談又は事務は、総務部人事課において対応するものとする。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(既許可分における効力の継続)

- 2 この規程の施行日以前に理事長が許可した兼業については、平成 18 年 4 月 1 日以降もなおその効力を有するものとする。

改正附則（平成 23 年 3 月 31 日）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(既許可分における効力の継続)

- 2 この規程の施行日以前に理事長が許可した兼業については、平成 23 年 4 月 1 日以降もなおその効力を有するものとする。

改正附則（平成 26 年 1 月 10 日）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

(既許可分における効力の継続)

- 2 この規程の施行日以前に理事長が許可した兼業については、平成 26 年 2 月 1 日以降もなおその効力を有するものとする。

改正附則（平成 26 年 3 月 14 日）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(既許可分における効力の継続)

- 2 この規程の施行日以前に理事長が許可した兼業については、平成 26 年 4 月 1 日以降もなおその効力を有するものとする。

改正附則（平成 27 年 3 月 13 日）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（令和元年 5 月 17 日）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

（既許可分における効力の継続）

2 この規程の施行日以前に理事長が許可した兼業については、令和元年 6 月 1 日以降もなおその効力を有するものとする。

別紙

「事業の経営を自営に当たるものとして取り扱う場合」

- 一 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等 大規模に経営され客観的に営利を主目的とすると判断される場合
 - 二 不動産又は駐車場の賃貸 次のいずれかに該当する場合
 - (1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - イ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。
 - ロ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。
 - ハ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。
 - 二 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。
 - ホ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。
 - (2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。
 - ロ 駐車台数が10台以上であること。
 - (3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額500万円以上である場合
 - (4) (1)又は(2)に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合
- 三 太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。）の販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上である場合

役員兼業許可申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

(申請者) 印

下記について、国立研究開発法人国立環境研究所兼業等規程第4条第12項の規定により、許可の申請を行います。

1 役員兼業予定職員	
(ふりがな) 氏名	()
所属(職名)	
2 申請前2年間の在職状況	
在職期間	職務内容
自 年 月 日 至 年 月 日	
自 年 月 日 至 年 月 日	
自 年 月 日 至 年 月 日	
3 役員兼業予定先	
役員兼業の種類	<input type="checkbox"/> 研究成果活用役員兼業 <input type="checkbox"/> 技術移転役員兼業 <input type="checkbox"/> 監査役兼業 <input type="checkbox"/> その他
役員兼業予定先の名称	
所在地	
事業内容	
役員兼業予定先の親会社	親会社の : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 名称 : 所在地 : 事業内容 :
兼ねようとする 役員等の職務内容	<input type="checkbox"/> 役員(名称) <input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 評議員 (代表権 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) (業務担当 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 職務内容 :
	研究所に関する契約の締結の折衝又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務 (研究成果活用役員兼業の事業に係る業務を除く) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

報酬の予定年額	円
役員等の職務への 予定従事時間	勤務時間を割いて役員兼業に従事する予定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 年次有給休暇を取得して役員兼業に従事する予定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	平均して、1月 日、1日 時間 週のべ 時間
役員などの任期及び 兼業予定期間	(任期 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 年) 年 月 日 から 年 月 日まで
4 役員兼業予定先の役員等としての職務に従事するために必要な知見の有無とその内容	
5 職員の職務の遂行への支障の有無	
休職の予定 : <input type="checkbox"/> 有 年 月 日から 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 無	
6 職員が占め、又は申請前2年以内に占めていた職と役員兼業予定先(親会社を含む。)との関係	
7 その他業務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無	
8 その他参考事項	

- (注) (1) 各欄に記入しきれない場合は、別の用紙に記入して添付するものとする。
(2) 4の欄には、研究成果活用兼業の場合においては、職員の研究成果であって、当該役員兼業予定先において活用することを予定しているものの内容を記入するものとする。
(3) 7の欄には、監査役兼業の場合においては、職員の親族による株式会社等の経営への強い影響力の有無について、内容を記入するものとする。

役員兼業状況報告書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

所属

氏名 印

国立研究開発法人国立環境研究所兼業等規程第5条の規定により許可された役員兼業状況について同規定第8条に基づき
年 月 日から 年 月 日まで)、下記のとおり報告します。

1 役員兼業先の名称		
2 役員兼業先の親会社	(親会社の有無 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 名称 :	
3 兼ねている役員等の 職務内容	<input type="checkbox"/> 役員(名称) <input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 評議員 (代表権 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) (業務担当 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
	職務内容 :	
4 役員等の職務への従事の状況		
	日 時	業務の内容
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	

5 役員兼業先から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益			
受領年月日	種 類	価 額	受領の事由
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
6 その他参考事項			

- (注) (1) 休職にされていた期間に係る4の欄の記載については、「日時」の欄に休職の期間を、「業務内容」の欄に休職にされていた旨を記載するものとする。
- (2) 5の欄には実費弁償(役員等としての職務の遂行のために受け取った交通費、宿泊費等の経費)を除いた、役員兼業先から受領したすべての報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益について記載するものとする。
- (3) 5の「種類」の欄には、金銭、物品及びその他の別を記載するものとする。
- (4) 5の「価額」の欄には、金銭を受領した場合においてはその額を、金銭以外の財産上の利益を受領した場合においてはその利益を見積もった金額を記載するものとする。
- (5) 5の「受領の事由」の欄には、役員報酬、役員賞与、特許権等の実施料、指導料及びその他の別を記載するものとする。
- (6) 各欄に記入しきれない場合は、別紙に記載して添付するものとする。

一般兼業許可申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

〒 -

勤務地

所属

職名

氏名

印

国立研究開発法人国立環境研究所兼業等規程第11条第1項の規定により一般兼業の許可を申請します。

1	一般兼業先の名称	
2	一般兼業先での職名	
3	一般兼業先の住所	
4	新規・継続の別	
5	兼業予定期間	
6	本務の形態	
7	一般兼業予定先の態様	
8	兼業報酬	
9	兼業を必要とす理由	
10	兼業による本務追考への支障の有無	

上記の兼業を許可する。

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長

自 営 兼 業 許 可 申 請 書 (不 動 産 等 賃 貸 関 係)

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

(申請者) 印

下記について、国立研究開発法人国立環境研究所兼業等規程第16条第1項の規定により、許可の申請を行います。

1 兼業職員			
氏名(ふりがな)		生年月日	年 月 日
2 役職等			
役職名	(職務内容)		
所属			
俸給	級 号 俸		
3 兼業先			
賃貸する不動産等	建物	(独立家屋) 棟 (マンション等) 室 所在地	延べ床面積 m ² 延べ床面積 m ²
	土地	貸付件数 件 用途 所在地	面積合計 m ²
	駐車場	駐車台数 台 所在地	設備の有無 有 無
	その他	(娯楽集会、遊技等のための設備を設けた不動産) 種類 件数・規模 所在地 (旅館、ホテル等特定の業務の用に供する建物) 種類 件数・規模 所在地	
	賃貸料収入の予定年額	合計	円
	建物	(独立家屋) 円 (マンション等) 円	
	土地	円	
	駐車場	円	
	その他	円	
不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法			

4 職員の役職と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間の特別な利害関係の有無
5 職員の職務の遂行への支障の有無
6 研究所の業務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
7 その他参考事項

<p>職員署名欄</p> <p>上記の記載は真実かつ正確であります。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">署名 印</p>

- <添付書類>
- 自営の承認を申請する場合には、不動産又は駐車場に係る自営にあつては自営兼業許可申請書(不動産等賃貸関係)、太陽光電気の販売に係る自営にあつては自営兼業許可申請書(太陽光電気の販売関係)、不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営にあつては自営兼業許可申請書(不動産等及び太陽光電気の販売以外の事業関係)を承認権者に提出するものとする。この場合において、当該自営兼業許可申請書には、それぞれ次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 自営兼業許可申請書(不動産等賃貸関係)の場合
 - (1) 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書面
 - (2) 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面
 - (3) 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面
 - (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合
 - (5) その他参考となる資料
 - 二 自営兼業許可申請書(太陽光電気の販売関係)の場合
 - (1) 太陽光発電設備の仕様書の写し等太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする書面
 - (2) 太陽光電気の販売契約書の写し等太陽光電気の販売の内容を明らかにする書面
 - (3) 事業者が管理業務を委託する契約書の写し等太陽光電気の販売に係る管理業務の方法を明らかにする書面
 - (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該直員の当該事業への関与の度合
 - (5) その他参考となる資料
 - 三 自営兼業許可申請書(不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係)の場合
 - (1) 職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面
 - (2) 事業報告書、組織図、事業場の見取り図等当該事業の概要を明らかにする書面
 - (3) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていることなど職員の職務の遂行に影響がないことを明らかにする調査
 - (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合
 - (5) その他参考となる資料

自営兼業許可申請書（太陽光電気の販売関係）

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

(申請者) 印

下記について、国立研究開発法人国立環境研究所兼業等規程第16条第1項の規定により、許可の申請を行います。

1 兼業職員		
氏名(ふりがな)		生年月日 年 月 日
2 役職等		
役職名	(職務内容)	
所属		
俸給	級 号俸	
3 兼業先		
太陽光電気の販売に係る 太陽光発電設備の設置 状況	設備の所在地	
	発電出力	kW
	運転開始年月日 (予定日)	年 月 日
収入の予定年額	円	
	年間販売量 (見込み)	kWh/年
	販売価格	円/kWh
太陽光発電の販売に係る 管理業務の方法		

(日本工業規格A列4)

4 職員の役職と承認に係る太陽光発電の販売との間の特別な利害関係の有無
5 職員の職務の遂行への支障の有無
6 研究所の業務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
7 その他参考事項

<p>職員署名欄</p> <p>上記の記載は真実かつ正確であります。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">署名 印</p>

- <添付書類>
- 自営の承認を申請する場合には、不動産又は駐車場に係る自営にあつては自営兼業許可申請書(不動産等賃貸関係)、太陽光電気の販売に係る自営にあつては自営兼業許可申請書(太陽光電気の販売関係)、不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営にあつては自営兼業許可申請書(不動産等及び太陽光電気の販売以外の事業関係)を承認権者に提出するものとする。この場合において、当該自営兼業許可申請書には、それぞれ次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 自営兼業許可申請書(不動産等賃貸関係)の場合
 - (1) 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書面
 - (2) 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面
 - (3) 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面
 - (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合
 - (5) その他参考となる資料
 - 二 自営兼業許可申請書(太陽光電気の販売関係)の場合
 - (1) 太陽光発電設備の仕様書の写し等太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする書面
 - (2) 太陽光電気の販売契約書の写し等太陽光電気の販売の内容を明らかにする書面
 - (3) 事業者管理業務を委託する契約書の写し等太陽光電気の販売に係る管理業務の方法を明らかにする書面
 - (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該直員の当該事業への関与の度合
 - (5) その他参考となる資料
 - 三 自営兼業許可申請書(不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係)の場合
 - (1) 職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面
 - (2) 事業報告書、組織図、事業場の見取り図等当該事業の概要を明らかにする書面
 - (3) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていることなど職員の職務の遂行に影響がないことを明らかにする調書
 - (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合
 - (5) その他参考となる資料

自営兼業許可申請書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

(申請者) 印

下記について、国立研究開発法人国立環境研究所兼業等規程第16条第1項の規定により、許可の申請を行います。

1 兼業職員	
氏名(ふりがな)	生年月日 年 月 日
2 役職等	
役職名	(職務内容)
所属	
俸給	級 号俸
3 兼業先	
事業の名称	
所在地	
事業内容	
収入の予定金額	円
使用人の人数及び職員との続柄	
事業の用に供する土地、建物等の施設の種類・規模及び機械等の機器の種類・数量	
職員が必要とする事業への関与の内容及びその業務への従事時間	
当該事業の継承の事由	

4 職員の役職と承認に係る太陽光発電の販売との間の特別な利害関係の有無
5 職員の職務の遂行への支障の有無
6 研究所の業務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
7 その他参考事項

<p>職員署名欄</p> <p>上記の記載は真実かつ正確であります。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">署名 印</p>

- <添付書類>
- 自営の承認を申請する場合には、不動産又は駐車場に係る自営にあつては自営兼業許可申請書(不動産等賃貸関係)、太陽光電気の販売に係る自営にあつては自営兼業許可申請書(太陽光電気の販売関係)、不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営にあつては自営兼業許可申請書(不動産等及び太陽光電気の販売以外の事業関係)を承認権者に提出するものとする。この場合において、当該自営兼業許可申請書には、それぞれ次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 自営兼業許可申請書(不動産等賃貸関係)の場合
 - (1) 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書面
 - (2) 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面
 - (3) 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面
 - (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合
 - (5) その他参考となる資料
 - 二 自営兼業許可申請書(太陽光電気の販売関係)の場合
 - (1) 太陽光発電設備の仕様書の写し等太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする書面
 - (2) 太陽光電気の販売契約書の写し等太陽光電気の販売の内容を明らかにする書面
 - (3) 事業者管理業務を委託する契約書の写し等太陽光電気の販売に係る管理業務の方法を明らかにする書面
 - (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該直員の当該事業への関与の度合
 - (5) その他参考となる資料
 - 三 自営兼業許可申請書(不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係)の場合
 - (1) 職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面
 - (2) 事業報告書、組織図、事業場の見取り図等当該事業の概要を明らかにする書面
 - (3) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていることなど職員の職務の遂行に影響がないことを明らかにする調書
 - (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合
 - (5) その他参考となる資料